## 岩手大学法人文書の開示実施等に関する細則

平成16年4月1日制 定令和元年12月18日 最終改正

(目的)

第1条 この細則は、岩手大学情報公開取扱規則第6条及び第9条の規定に基づき、岩手大学 (以下「本学」という。)の保有する法人文書の公開に係る手数料及びその納付方法につい て定めることを目的とする。

(開示の実施方法)

第2条 本学が定める法人文書の公開に係る開示の実施方法は、別表の左欄に掲げる法人文書 の種別に応じ、同表の中欄に掲げる方法とする。

(手数料の額)

- 第3条 本学が定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額とする。
  - 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
  - 二 開示実施手数料

開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)

ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を指を基本額とみなす。
  - 一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
  - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

## (手数料の納入方法)

- 第4条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金による払込又は岩手大学が指定する金融機関の口座への振込により納入するものとする。ただし、開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合の郵送料は、開示請求者が負担するものとする。
- 2 前項に規定する現金での納入は、岩手大学情報公開室において行うものとする。
- 3 第1項に規定する金融機関の口座への振込に要する経費は、開示請求者が負担するものと

する。

(開示実施手数料の減免)

- 第5条 学長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を学長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各 号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを 証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付 しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、学長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の 方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係 る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和元年12月18日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

## 別表 (開示実施手数料関係)

我(用小天旭丁数科员队)		
法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
画(二の項から	ロ 撮影した写真フィルム	1枚につき100円に12枚までごとに760円を
四の項まで又	を印画紙に印画したもの	加えた額
は八の項に該	の閲覧	
当するものを	ハ 複写機により複写した	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A
除く。)	ものの交付(ニに掲げる	1判については80円)
	方法に該当するものを	
	除く。)	
	ニ 複写機により用紙にカ	用紙1枚につき20円(A2判については140円、
	ラーで複写したものの交	A1判については180円)
	付	
	ホ 撮影した写真フィルム	1枚につき120円(縦203mm、横254mmの
	を印画紙に印画したもの	ものについては、520円)に12枚までごとに76
	の交付	0円を加えた額
	へ スキャナにより読み	1枚につき50円に該当文書又は図画1枚ごとに
	取ってできた電磁的記	10円を加えた額

	<b>ロナー・ト・デ・デ</b>	
	録をフレキシブルディ	
	スクカートリッジに複	
	写したものの交付	
	ト スキャナにより読み	1枚につき100円に該当文書又は図画1枚ごと
	取ってできた電磁的記	に10円を加えた額
	録を光ディスク(日本産	
	業規格X0606及び	
	X 6 2 8 1 に適合する	
	直径120ミリメート	
	ルの光ディスクの再生	
	装置で再生することが	
	可能なものに限る。)に	
	複写したものの交付	
-		1 4 ) z 。 ž 1 0 0 円 ) z 火 ž
		1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごと
	取ってできた電磁的記	に10円を加えた観
	録を光ディスク(日本産	
	業規格X6241に適	
	合する直径120ミリ	
	メートルの光ディスク	
	の再生装置で再生する	
	ことが可能なものに限	
	る。) に複写したものの	
	交付	
ニマイクロフ	イ 用紙に印刷したものの	用紙1枚につき10円
イルム	閲覧	
	ロ 専用機器により映写し	1巻につき290円
	たものの閲覧	
	ハ 用紙に印刷したものの	用紙1枚につき80円(A3判については140円、
	交付	A 2 判については370円、A1判については690
	2011	円)
三 写真フィル	イ 印画紙に印画したもの	
_ 子英ノイル   ム	の閲覧	1/1/10 26 1 0   1
		1枚につき30円(縦203mm、横254mmのも
m / 10 / L	の交付	のについては、430円)
	イ 専用機器により映写し	1 巻につさる90円 
の項に該当す		- H)- A
		1枚につき100円(縦203mm、横254mmの
<.)	の交付	ものについては、1、300円)
	イ 専用機器により再生し	1 巻につき 2 9 0 円
	たものの聴取	
当するものを		
除く。) 又は録	ロ 録音カセットテープに	1巻につき430円
l I	ロ 録音カセットテープに 複写したものの交付	1巻につき430円
音ディスク		1巻につき430円

~ , ¬ ,	- 127444 15 9	1 *) > 0 * 5 0 0 11
ディスク	ロービデオカセットテープ	1巻につき580円
1. 春兴4. 19 29	に複写したものの交付	田がてたナベットとったのの田
		用紙百枚までごとにつき200円
(五の項、六の		
		1ファイルごとにつき410円
	たものの閲覧又は視聴	
のを除く。)	ハ 用紙に出力したものの	用紙1枚につき10円
	交付(二に掲げる方法に	
	該当するものを除く。)	
	ニー用紙にカラーで出	用紙1枚につき20円
	力したものの交付	
		1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加
	カートリッジに複写した	えた額
	ものの交付	
		1枚につき100円に1ファイルごとに210円を
	規格 X O 6 O 6 及び X 6	加えた額
	281に適合する直径1	
	20ミリメートルの光デ	
	イスクの再生装置で再生	
	することが可能なものに	
	限る。) に複写したものの	
	交付	
		1枚につき120円に1ファイルごとに210円を
	規格X6241に適合す	加えた額
	る直径120ミリメート	
	ルの光ディスクの再生装	
	置で再生することが可能	
	なものに限る。) に複写し	
	たものの交付	1 W)
		1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円
	ルのオープンリールテー	を加えた観
	プに複写したものの交付	1 米 17 ~ 4 9 0 0 日 /日十 本 米 日 4 7 0 1 9 5 1 7 7 7
		1巻につき800円(日本産業規格X6135に適合
		するものについては2,500円、国際規格1483
		3、15895又は15307に適合するものについ
	付	てはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,
	フ 恒のこれ しょの登	900円) に1ファイルごとに210円を加えた額
		1巻につき1,800円(日本産業規格X6142に
	<ul><li>気テープカートリッジに 複写したものの交付</li></ul>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	後子したもりり父刊	57に適合するものについては3,200円)に1ファ イルごとに210円を加えた額
	ル 幅 9 9 1 2 11 2 1	1 巻につき590円(日本産業規格X6129、X6
		1 3 0 又は X 6 1 3 7 に適合するものについてはそ
		130又はX6137に適合するものについてはてれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に
	付	1ファイルごとに210円を加えた額

八 映画フィル	イ 専用機器により映写し	1巻につき390円
4	たものの視聴	
	ロ ビデオカセットテープ	6,800円(16mm映画フィルムについては13,
	に複写したものの交付	000円、35mm映画フィルムについては10,1
		00円)に記録時間10分までごとに2,750円(1
		6mm映画フィルムについては3,200円、35m
		m映画フィルムについては2,650円)を加えた額
九 スライド及	イ 専用機器により再生し	1巻につき680円
び録音テープ	たものの視聴	
	ロ ビデオカセットテープ	5,200円(スライド20枚を超える場合にあって
	に複写したものの交付	は、5,200円にその超える枚数1枚につき110
		円を加えた額)

備考 一の項ハ若しくはニ、二の項ハ又は七の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。